戸田市地域包括ケア計画（案）

第１０期

戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・

戸田市認知症施策推進計画

（令和９年度～令和１１年度）

概要版

１．計画策定の背景

本市では、平成１２年度の介護保険制度の開始以降、「誰もが健康でいきいきと生活できるまち」を目指し、高齢になっても市民一人ひとりが健やかで元気に安心して生活でき、他者への思いやりを持つことでお互いの人権を尊重し、支え合い、幸せを実感することでいつまでも住み続けたいと思える社会、市民自らが積極的に参画できる社会の実現に努めています。

第９期計画では、団塊の世代が７５歳以上となる令和７年（２０２５年）を計画期間中に迎えることを見据えて計画を策定し、「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」、「生活支援サービスの推進」、「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護の連携推進」、「地域包括支援センターの機能強化」の５つの施策を重点的事項として「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

今後は、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくため、医療・介護の連携強化、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、地域住民や多様な主体による取組を促進し「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

『戸田市地域包括ケア計画（第１０期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）』では、今後見込まれる人口構造の変化に対応し、高齢者の生活を支える介護保険サービスを提供するため計画を見直します。

２．計画の期間

本計画の期間は、令和９年度から令和１１年度の３年間とします。

第１０期計画では、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる令和２２年（２０４０年）を見据えた中長期的な視点を持つ計画として策定しており、第９期計画で進めてきた地域包括ケアシステムの５つの施策（「５つの柱」。２ページ参照）のさらなる充実と深化を図っていきます。

３．基本理念

第１０期計画においても、これまでの地域包括ケア計画の基本理念を継承し、戸田市第５次総合振興計画に掲げる基本目標の一つ「共に生き、支え合い、安心して暮らせるまち」の実現に向けて、基本理念を次のように掲げます。

基本理念

いつでも・どこでも・だれでも

1.いきいきと暮らす　2.すこやかに暮らす　3.安心して暮らす

４．計画の概略

①　基本方針

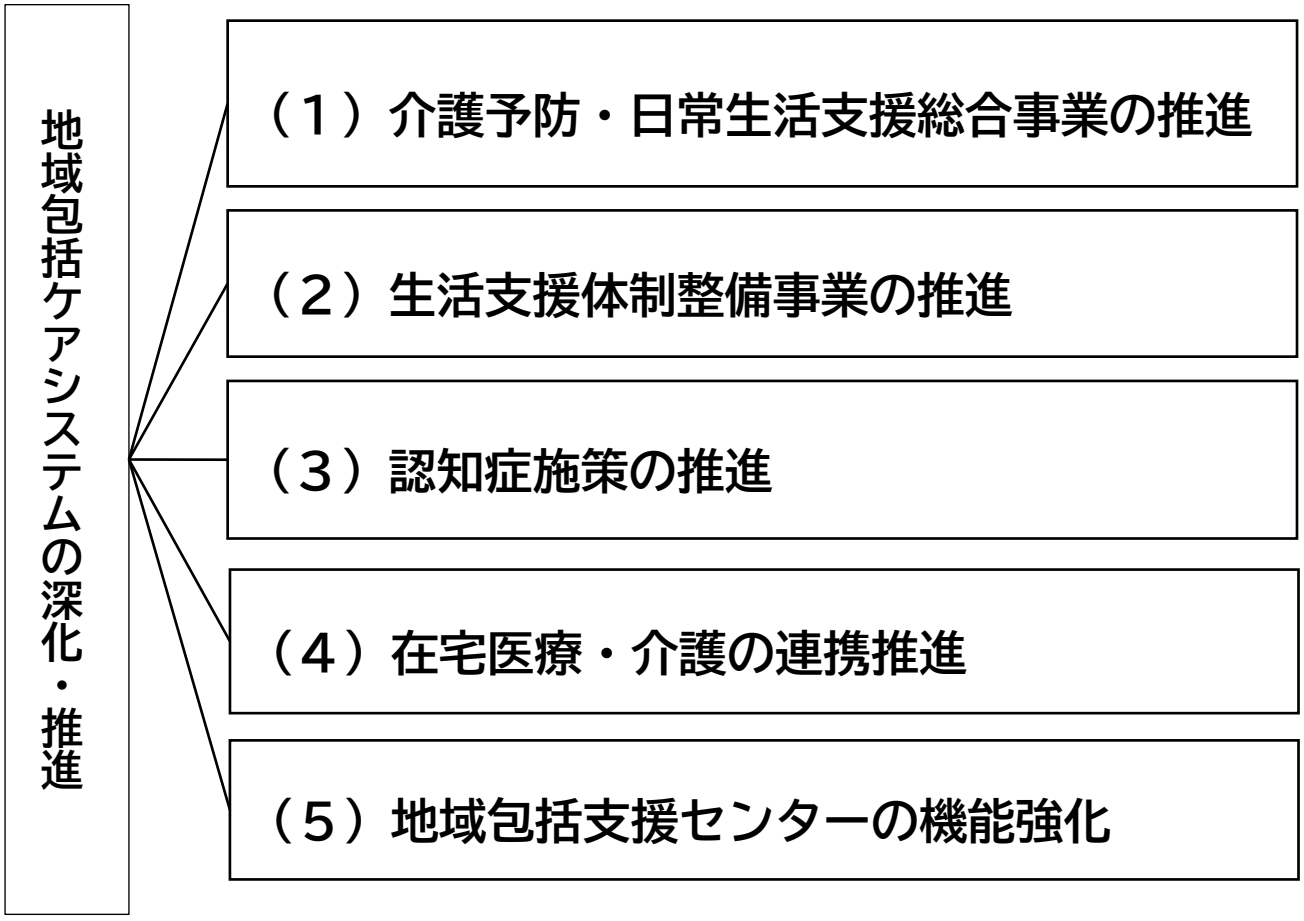
第９期計画を踏襲し、高齢者人口がピークを迎える令和２２年（２０４０年）を見据え、引き続き、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本方針とします。

② 地域包括ケアシステムの「５つの柱」

地域包括ケアシステムは、下図（１）～（５）の５つの柱（基本目標１）を中心に構築されています。

第６期計画では、各柱の基盤整備を行い、第７期計画、第８期計画及び第９期計画では、この基盤を軸に各施策の深化・推進を図ってきました。

第１０期計画では、さらなる深化・推進のため、以下の新規・拡充項目等に取り組みます。



５．基本目標

基本目標１　地域における高齢者の支援体制づくり

国の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、自立支援・重度化防止に向けた取組みを強化するため保険者機能の強化を求めています。

地域における高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第１０期計画では、第９期計画で見出された課題に対する対策と、従来の５つの施策の方向に沿って戸田市の地域特性に即した、包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進します。

基本目標２　介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう支援するためには、介護保険サービスや高齢者の生活支援体制の整備が必要となります。

これまでも、地域のニーズを把握しながら「認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）」の増設等、必要な介護サービスの整備を進めてきました。

今後、高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加や多様なニーズが見込まれる中、介護や支援が必要になってもできる限り住み慣れた地域で生活できるように、国の介護給付費適正化計画と整合性を保ちながら、引き続き必要な介護サービスが、適正に提供されるように取り組みます。

また、在宅生活の継続のための介護者に対する支援として、介護知識・技術の習得支援の場を設けます。

高齢者の生活支援体制の整備としては、将来を見据え、高齢者に対し継続的かつ安定的にサービスを提供していけるよう、高齢者福祉サービスの適正化を検討していきます。

基本目標３　生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり

いつまでも健康でいきいきと暮らしていくためには、年齢にとらわれることなく、主体的に活動し、自立した生活をするための生きがいづくりや健康づくりが重要です。

そのため、本計画の中に位置づけられた「戸田市シニア社会参加推進プラン」に基づき、高齢者が生涯をとおして活動や生活ができる地域づくりを推進するとともに、高齢者自身が自ら培った技能や知識をいかしながら社会を支える一員として活躍するための、支援を行います。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域での支え合いを基本に、地域全体で高齢者を支えることが重要になります。

その中では、社会福祉協議会で行っている既存の支部活動やＮＰＯ等の活動をいかしつつ、関係機関と連携して高齢者の通いの場や活動の拠点の整備等、地域活動の活性化を図ります。さらに、若い世代とともに地域社会を支え、年齢を超えた交流を推進します。

これら地域活動の中では、「新しい生活様式」を踏まえ、感染予防対策を徹底しながら各取組みを進めていきます。

また、支援が必要な高齢者へのケースワークに当たっては、地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制を強化し、対応を進めていきます。その中で、権利擁護の支援が必要な高齢者について

は、国が定めた方針及び本計画の中に位置づけられた「戸田市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の活用促進を図ります。

６．施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。

基本方針	基本目標	施策の方向	基本施策
地域包括ケアシステムの深化・推進	〈基本目標１〉 地域における高齢者の支援体制づくり【５つの柱】	（１）介護予防・日常生活支援総合事業の推進	①介護予防・生活支援サービス事業の推進
			②一般介護予防事業の推進
		（２）生活支援体制整備事業の推進	①地域の支え合い基盤の整備
		（３）認知症施策の推進	①「戸田市認知症施策推進計画」の総合的・計画的推進
		（４）在宅医療・介護の連携推進	①医療・介護連携体制の整備・推進
			②市民に対する周知・普及・啓発
		（５）地域包括支援センターの機能強化	①地域ケア会議の強化
			②総合相談支援の充実
			③介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の充実
			④権利擁護支援の促進
			⑤包括的・継続的なケアマネジメントの充実
	〈基本目標２〉 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備	（１）介護保険サービスの充実	①介護給付サービスの提供
			②予防給付サービスの提供
			③介護保険サービスの基盤整備
			④地域密着型サービスの提供
			⑤相談窓口の充実
			⑥家族介護支援
		（２）適正な介護保険サービスの維持と推進	①介護給付費の適正化の推進
			②介護事業者支援の推進と介護人材確保・生産性向上
		（３）高齢者の生活支援体制の整備	①高齢者福祉サービスの整備
			②高齢者福祉サービスの周知活動の実施
	〈基本目標３〉 生きがいをもち安心して暮らせる地域づくり	（１）高齢者の活躍推進	①活動機会の拡充
			②就労機会の拡大
		（２）健康づくりの推進	①健康づくり支援の充実
		（３）地域活動・地域交流の支援	①地域福祉活動の活性化
			②交流・理解の促進
		（４）地域居住のための支援	①バリアフリーの推進
			②安心・安全な生活環境づくり
		（５）高齢者の権利擁護の推進	①成年後見制度の普及啓発と利用支援
			②ケースワーク体制の充実

７．第１０期計画における重点施策

（１）地域包括ケアシステムの深化・推進

第９期計画においては、計画期間中に団塊の世代が全て７５歳以上の後期高齢者となる令和７年（２０２５年）を迎えました。今後は、団塊ジュニア世代が高齢期を迎え、高齢者人口がピークとなる令和２２年（２０４０年）を見据え、生産年齢人口の減少、介護人材不足、社会保障費の増大などへの対応が求められています。

第１０期計画においては、第９期計画の取組を継承しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。また、多様な主体との連携による支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、地域共生社会の実現に向けた取組、データを活用した施策評価、人材確保及び生産性向上の取組を推進します。

（２）認知症施策の推進

認知症は誰もがなり得るものであり、高齢化の進展に伴い認知症の人の増加が見込まれています。国では、認知症基本法及び認知症施策推進基本計画に基づき、認知症の人本人及び家族の視点を重視しながら、「共生社会の実現」を目指した施策を推進しています。

第１０期計画では、戸田市認知症とともに生きるあたたかいまちづくり条例の趣旨を踏まえ、認知症の人本人の意思及び尊厳が尊重され、認知症があっても希望を持って地域で暮らし続けることができる共生社会の実現を目指します。

また、認知症基本法では、市町村による認知症施策推進計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、本市では「戸田市認知症施策推進計画」を第１０期戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に策定し、認知症施策を総合的かつ計画的な推進を図ります。

（３）介護サービス事業者の支援

今後、少子高齢化の進展に伴い、介護サービス需要の増加が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により介護人材不足の深刻化が懸念されています。

本市においても、介護現場における介護従事者の確保及び定着といった人材不足が問題となっていることから、第１０期計画では、介護サービス事業者への支援を継続するとともに、介護従事者が受講する研修費用の一部補助による人材確保及び育成、また第９期計画から継続して介護ロボットやＡＩ等の導入による介護テックの推進による業務の効率化や介護現場の生産性向上を図ることで、持続可能な介護サービス提供体制の構築を目指します。

（４）高齢者福祉サービスの適正化

高齢者福祉サービスについては、必要に応じて随時見直しを行ってきましたが、高齢者人口の増加に伴い、事業費全体として増加していくことが見込まれます。

そのため、第１０期計画では、高齢者のニーズや地域課題を踏まえながら、サービスの利用実績や効果を検証し、持続可能な制度運営の観点から適切な見直しを行います。

また、新たなニーズへの対応や適正な受益者負担についても検討しながら、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

（５）シニアの社会参加の推進

国では、少子高齢化により、令和１７年（２０３５年）には人口の約３分の１が高齢者になると見込まれており、社会保障費の増加など、今後解決していかなければならない課題は多く発生することが予想されます。

このような状況においては、やがて人口の約３分の１を占めることになる高齢者が、現役時代にそうであったように「社会の主役」として活躍し、生きがいをもって健康に生きられる環境づくりをさらに推進することが重要です。

第１０期計画では、高齢者の就労、ボランティア活動、地域活動、生涯学習等への参加を促進するとともに、多様な活動機会の創出や情報発信の充実を図ります。

また、高齢者が地域社会を支える担い手として活躍できる環境づくりを進めることにより、健康寿命の延伸及び地域活力の向上を目指します。

（６）成年後見制度の普及啓発と利用支援

認知症高齢者や単身高齢者世帯の増加に伴い、高齢者の権利擁護の重要性はますます高まっています。

成年後見制度の利用は、権利擁護の一つの手法として有用ですが、制度の複雑さなどから利用が進んでいない状況があります。また、適切な福祉サービスの利用や親族との関係性など、高齢者を取り巻く課題も複雑化しており、成年後見人等への支援に関する需要も増加しています。

そのため、第１０期計画では、成年後見制度に係る周知・啓発や相談支援、成年後見人等への支援を継続するとともに、判断能力が低下した高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域連携ネットワークを活用して関係機関との連携強化を図りながら、意思決定支援を含めた権利擁護施策を推進します。